

8. 介護老人保健施設

(介護老人保健施設)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
1 サービスの内容・水準の確保	1. 権利擁護・利用者保護並びに利用者の尊厳	(1)権利擁護・利用者保護並びに利用者の尊厳	① 権利擁護についての具体的な仕組みがある ② 施設利用に際して、利用者の権利を必ず説明している	① 権利擁護に関する文書があることを確認する ② 具体的な権利擁護の取り組みについての説明ができるることを確認する ① 権利についての説明用資料を確認する ② 利用者の権利を必ず説明しているという具体的な仕組みが説明できることを確認
		(2)プライバシーの保護	① 入浴や排泄の際のプライバシー保護が行われている ② 家族や友人の面会に対して制限をしていない ③ 利用者のプライバシー保護のための職員教育を行っている	① 入浴や排泄時のプライバシー保護方法等を明文化した文書を確認する ② 入浴や排泄時のプライバシー保護のための取り組みを説明できることを確認する ③ 完全にプライバシーが保護できることを確認するのではなく、プライバシー保護を行おうという取り組みを確認すること ① 面会時間についての文書・表示等を確認する ② 面会時間についての制限がないことを説明できることを確認する ③ 時間制限はあっても、ゆるやかであることを確認する ① プライバシー保護のための職員教育に関する文書・プログラムの有無を確認する ② プライバシー保護についての具体的な職員教育内容が説明できることを確認する
		(3)身体拘束廃止への取り組み	① 緊急またはやむを得ず身体拘束その他行動を制限するような行為を行う場合のマニュアルを作成している ② 原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないことを運営規定、重要事項説明書、契約書に盛り込んでいる	① 身体拘束に関するマニュアルがあることを確認する（実際に身体拘束を行っていないでもマニュアルを有していることを確認すること） ② 身体拘束に関する具体的に取り組みについて説明できることを確認する ③ 身体拘束を行っていないという場合は、その具体的な状況について確認する ① 運営規定、説明書、契約書等に身体拘束を行わない旨の記載があることを確認する ② 身体拘束を行わない仕組みについて具体的に説明できることを確認する

(介護老人保健施設)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
			③ 身体拘束等をせざるを得ないケースについて、定期的に記録に残している	① 身体拘束について記載しているケース記録を確認する ② 身体拘束についての具体的方法（同意書等）が説明できることを確認する ③ 身体拘束を行っていないという場合は、その具体的な状況について確認する
		(4)私物管理	① 希望に応じて利用者が身の回り品を持ち込めるようになっている	① 身の回り品についての具体的な持ち込み状況を確認する ② 制限があっても、身の回り品を持ち込む希望を聞いているという記録等があり、その状況が説明できることを確認する
2. 介護保険の基本理念に基づくサービス提供	(1)介護保険におけるサービス提供プロセス		① 施設サービス計画を利用者に交付している ② 提供するサービスの必要性、目的を明文化している ③ 施設サービス計画に基づいたサービス提供をしている ④ 提供したサービスを正確に記録している ⑤ サービス提供に関する記録は、利用者等の求めに応じて開示している	① 施設サービス計画を交付したことの証明書、明文化した文書を確認する ② 施設サービス計画を利用者に交付していることを具体的に説明できることを確認 ① 提供するサービスの必要性、目的を明文化した文書を確認する ① ケースごとのモニタリング状況を記録や介護計画によって確認する ② モニタリング状況を具体的に説明できることを確認する ① 施設サービス計画に提供したサービスの正確な記録の有無を確認する ① 記録開示についての文書の有無を確認する ② 記録開示についての具体的方法が説明できることを確認する ③ 現在までに開示の希望はなくとも、記録開示についてのなんらかの取り組みに退所していることがポイントとなる
3. 利用者本位のサービス提供	(1)チームケア		① スタッフ間の申し送りや情報伝達を確実に行うとともに、重要な事項については、サービスを提供する全てのスタッフに伝わる仕組みがある ② チームケア提供するために、サービス提供する職種間で協働している	① 申し送り内容等を記録した書類を確認する ② 申し送りの仕組みを明文化した文書を確認する ③ スタッフ間の申し送りについての具体的な仕組みが説明できることを確認する ① チームケア実施状況が記載されている書類を確認する ② チームケア実施状況についての具体的に説明できることを確認する

(介護老人保健施設)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
		(2)痴呆ケア	<p>① 痴呆性高齢者に対する援助の指針と介護プログラムがある</p> <p>② 職員に対し、痴呆ケアに関する専門研修の機会を提供している</p> <p>③ 痴呆性高齢者の問題行動等の観察と分析を行い、適切な対応を行っている</p>	<p>① 指針、プログラム等の文書を確認する</p> <p>② 痴呆性高齢者に対する援助指針等について規定していることが具体的な説明ができるることを確認する</p> <p>③ 痴呆専門棟の有無に関係なく、入所している痴呆性高齢者への対応について確認</p> <p>① 痴呆ケア研修の機会を提供している旨の文書を確認する</p> <p>② 痴呆ケア研修の機会を提供していることが具体的に説明できることを確認する</p> <p>③ 痴呆専門棟の有無に関係なく、入所している痴呆性高齢者へ対応するための研修として確認する</p> <p>① 観察・分析結果を記載した施設サービス計画を確認する</p> <p>② 痴呆性高齢者への対応が具体的に説明できることを確認する</p> <p>③ 痴呆専門棟の有無に関係なく、入所している痴呆性高齢者への対応について確認</p>
		(3)医学的ケア	<p>① 対応できない状態になった場合に、他の医療機関に適切に移送する仕組みがある</p> <p>② 利用者について、サービス提供時に配慮しなければならない疾病や感染症の有無について、把握し、記録している</p> <p>③ ADLや状態などを定期的に評価し、その結果を利用者や家族に公開している</p>	<p>① 移送等の仕組みについての文書を確認する</p> <p>② 他の医療機関への移送について具体的に説明できることを確認する</p> <p>① 疾病、感染症の有無等の記録等を確認する</p> <p>② 疾病、感染症の把握状況等が具体的に説明できることを確認する</p> <p>① ADL等の評価や公開状況を明文化した文書を確認する</p> <p>② 家族への公開で郵送した場合は、郵送後の書類等を確認する</p> <p>③ ADL等の評価や公開状況が具体的に説明できることを確認する</p>
		(4)リハビリテーション	<p>① 利用者ごとに、目標、実施計画、実施予定表を設定し、定期的に全職種で評価を行うことにより、効果的なリハビリテーションを行っている</p>	<p>① リハビリテーション実施状況の明文化した文書を確認する</p> <p>② リハビリテーションについての記録を確認する</p> <p>③ 効果的なリハビリテーションについて具体的に説明できることを確認する</p>

(介護老人保健施設)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
			<p>② リハビリテーションの目的や内容は日常生活の場面に反映したものとなっている</p> <p>③ 集団リハビリテーションだけではなく、個別リハビリテーションも行っている</p>	<p>① リハビリテーションの目的や内容について記入した文書を確認する</p> <p>② リハビリテーションの目的や内容が日常生活の場面に反映したものとなっていることが具体的に説明できることを確認する</p> <p>① 個別リハビリテーションの実施状況についての文書を確認する</p> <p>② 個別リハビリテーションについての記録を確認する</p> <p>③ 個別リハビリテーションについて具体的に説明できることを確認する</p>
		(5)栄養管理	<p>① 利用者の栄養状態を定期的に評価し、適切な栄養管理を行っている</p> <p>② 食事の摂取量などを食事ごとにチェックし、記録に残している</p> <p>③ 食事は、利用者の嗜好・状態に応じて個別に提供している</p>	<p>① 利用者の栄養状態を定期的に評価している文書を確認する</p> <p>② 栄養記録を確認する</p> <p>③ 利用者の栄養状態を定期的に評価していることが具体的に説明できることを確認する</p> <p>① 食事摂取量等を記載した個別記録を確認</p> <p>② 食事摂取量等を個別記録に残している等が具体的に説明できることを確認する</p> <p>① 個別に食事を提供していることを明文化した文書を確認する</p> <p>② 食事の個別提供の状況が具体的に説明できることを確認する</p>
		(6)レクリエーション、余暇活動	<p>① 自由選択メニューによる少人数によるグループ・レクリエーション等により、利用者の意向に配慮して実施している</p> <p>② 利用者の余暇活動（アクティビティ）や生きがい作り等に対する工夫を行っている</p>	<p>① 利用者の意向に配慮したレクリエーションを行っていることを明文化した文書を確認する</p> <p>② 実施しているレクリエーションが利用者の意向に配慮していることが具体的に説明できることを確認する</p> <p>① 生きがい作り等に対する工夫を明文化した文書を確認する</p> <p>② 生きがい作り等に対する施設の工夫が具体的に説明できることを確認する</p>
		(7)ナースコール	<p>① ナースコールに対して迅速に対応する仕組みができている</p>	<p>① ナースコールについての迅速な対応の仕組みを明文化した文書を確認する</p> <p>② ナースコールについての迅速な対応の仕組みが具体的に説明できることを確認する</p>

(介護老人保健施設)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
		(8)入浴	① 入浴回数・入浴方法・入浴時間を、なるべく利用者の希望に添うようにしている	① 入浴回数等について利用者の希望に添うようになっていることを明文化した文書を確認する ② 入浴回数等について利用者の希望に添うような仕組みが具体的に説明できることを確認する ③ 全ての利用者の入浴希望に添うということではなく、できるだけ希望に添うような取り組みを行っていることを確認する
		(9)在宅ケア支援	① 在宅で療養している人々が、緊急入所できる体制や困ったときにいつでも利用できる仕組みがある	① 緊急入所等の仕組みについて明文化した文書があることを確認する ② 緊急入所等の仕組みが具体的に説明できることを確認する ③ 現在行っていないなくても、対応できる仕組みがあることを確認する ④ 併設施設等で対応する場合は、当該施設での対応とみなしてかまわない
		(10)退所後のサービス	① 退所相談及び判定には、医師・看護師・支援相談員等による専門的な対応をしている ② 退所時には、利用者ごとに居宅介護支援事業者やその他の保健医療・福祉サービス提供者へ情報を提供するなど、密接な連携を図っている	① 退所相談等について明文化した文書を確認する ② 退所相談等についての対応が具体的に説明できることを確認する ① 利用者ごとの退所時の連携状況について明文化した文書を確認する ② 利用者ごとの退所時の連携状況が具体的に説明できることを確認する
		(11)ターミナルケア	① 終末期のケアが必要な場合は、個人の尊厳を最大限に確保している	① 終末期ケアの対応方法を明文化した文書を確認する ② 終末期ケアの対応方法を具体的に説明できることを確認する ③ 入所者に終末期ケアの必要のある者がいなくても、そのような人が入所した場合の対応方法を考えているかどうかを確認
4. 施設設備環境	(1)施設設備環境		① 利用者の障害に応じて選択できる療養環境がある	① 障害に応じて選択できる療養環境が整備していることを説明できる ② 障害に応じて選択できる療養環境がいかに整備しているかを実際に見学して確認する（具体的な環境の有無並びに説明状況を確認する）

(介護老人保健施設)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
			<p>② 痴呆性高齢者が安心して生活できる ような環境上の配慮がある</p> <p>③ 施設の清掃を定期的に行っており、 きれいである</p> <p>④ 施設内に異臭がない</p> <p>⑤ 施設内の温度・湿度を適切に管理し ている</p>	<p>① 痴呆性高齢者への療養上の配慮が説明で きることを確認する</p> <p>② 痴呆性高齢者への療養上の配慮について 実際に見学して確認する（具体的な環境 の有無並びに説明状況を確認する）</p> <p>③ 痴呆専門棟はなくても、痴呆性高齢者に に対するなんらかの取り組みを行っている ことを確認する</p> <p>① ゴミが落ちていないことなどを確認する</p> <p>② 清掃日等について記録があることを確認</p> <p>③ 清掃後のチェック等について行ってい るかどうかを確認する</p> <p>① 异臭があるかどうかを施設内の各所で確 認する</p> <p>② 异臭を防ぐための具体的な工夫について 説明できることを確認する</p> <p>① 施設内の温度管理を実際に施設各所で 確認する</p> <p>② 施設内の温度管理の記録があることを確 認する</p> <p>③ 施設内の温度管理について具体的な対応 が説明できることを確認する</p>
	5. 家族との連絡・連携	(1)家族との連絡・連携	<p>① 家族との交流・連携を緊密に行って いる</p> <p>② 外出や外泊の機会を多く持つてもら うよう、家族等へ積極的に働きかけ ている</p> <p>③ 利用者の状況や変化について、家族 に対して必要に応じた情報提供を行 っている</p>	<p>① 家族との交流・連携方法等を明文化した 文書を確認する</p> <p>② 家族との交流・連携についての取り組み が具体的に説明できることを確認する</p> <p>① 外出や外泊のための家族への積極的働き かけに関する仕組みを明文化した文書を</p> <p>② 外出や外泊のための家族への積極的働き かけに関する仕組みが説明できることを</p> <p>① 家族への情報提供についての文書を確認 する</p> <p>② 家族への情報提供について説明できること を確認する</p>
	6. 料金、金銭関係	(1)料金、金銭関係	① 利用料等の支払いにあたって、請求 書、明細書、領収書を交付している	<p>① 請求書、明細書、領収の交付について 明文化した文書を確認する</p> <p>② 請求書、明細書、領収書の交付が説明で きることを確認する</p>

(介護老人保健施設)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
	7. 実習生・ボランティアの受け入れ状況	(1)実習生の受け入れ状況 (2)ボランティアの受け入れ状況	②預り金等がある場合は、適切に管理している ①実習生を受け入れるための体制を整備している ②ボランティアを受け入れるための体制を整備している	①預かり金についての明文化した文書を確認する ②預かり金についての管理方法について説明できることを確認する ③預かり金がない場合は、未記入でかまわ ①実習生の実習プログラム等の文書を確認 ②実習プログラムや実習生受け入れ体制について十分な説明ができるなどを確認する ①ボランティア・プログラム等の文書を確認する ②ボランティアの受け入れについての具体的な体制整備について説明できることを
項目数	7	21	48	
2 サービスの質を確保するための組織・運営	8. 事業運営の基本	(1)施設の理念と運営方針	①施設の理念および基本方針を徹底させるために会議を開催している ②施設の経営・運営方針の中・長期計画を文書化している	①会議録に施設の理念および基本方針を徹底させるための記載があることを確認する ②理念および基本方針を徹底させる会議を少なくとも年1回以上開催していることを確認する ③新入職員には必ず周知徹底しているという具体的な内容を確認する（例：会議や研修会等で施設の理念および基本方針を徹底させていることを確認） ④新入職員以外にも、施設の理念および基本方針を徹底させるための具体的な工夫が説明できることを確認する ⑤施設の理念および基本方針を徹底させるためだけに会議を開催するのではなく、他の会議の際に施設の理念および基本方針を徹底させている場合はそのことを確認する ①中・長期計画書がある ②中・長期計画の期限の期限で、見直しあつか等が明確である ③介護保険施設の場合は、3年程度の中期計画だけでもよい

(介護老人保健施設)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
		(2)サービス提供の倫理	<p>① サービス提供の際に、全職員が、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、社会的出身、財産、その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をしていない</p> <p>② 職員がヒューマンサービスの専門職としての社会的責任を果たすという自覚を常に意識できるような仕組みがある</p> <p>③ 入所に際して、施設の利用方法、職員の状況、サービスの内容等、生活上必要な事項について説明した上で同意を得ている</p> <p>④ 入所後のサービス提供に際して、サービス内容や方法等を利用者・家族にわかりやすく説明した上で同意を得ている</p> <p>⑤ 入所後のサービス提供に際して、利用者の意向を取り入れ、自己決定・自己選択ができる仕組みがある</p>	<p>① 入所拒否ケースの有無並びに入所拒否ケースの具体的な状況を聞き取る</p> <p>② 差別撤廃についての文書の有無を確認する</p> <p>③ 差別撤廃についての具体的な取り組みを確認する</p> <p>④ 明文化していないが差別は行っていないとする場合、全ての職員が差別していないとなぜ言えるのかを確認すること</p> <p>① 専門職としての自覚を意識することができる研修会等の開催を確認する</p> <p>② 専門職としての自覚を意識するような文書等があることを確認する</p> <p>③ 専門職としての自覚を意識するような具体的な取り組みがあることを確認する</p> <p>① 説明用マニュアルの有無を確認する</p> <p>② 利用者・家族に対する入所時の説明文書（入所制限約款等含む）の有無を確認する</p> <p>③ 利用者・家族に対する入所時の契約書・同意書の有無を確認する</p> <p>④ 入所に際して、同意を得ていることを説明できることを確認する</p> <p>① 入所後の説明用マニュアルの有無を確認する</p> <p>② 入所後の説明用資料の有無を確認する</p> <p>③ サービス提供に関する同意書の有無を確認する</p> <p>④ わかりやすく説明した上で同意を得ていることが説明できることを確認する</p> <p>① 利用者の自己決定・自己選択に関する文書の有無を確認する</p> <p>② 利用者の自己決定・自己選択に関する取り組みについての説明を確認する</p>

(介護老人保健施設)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
9. 組織の運営体制	(1)利用者・家族に関する情報漏洩への配慮		<p>① 利用者・家族の個人情報に関する書類は、保管管理責任者を決め、適切に管理している。</p> <p>② 利用者・家族のいかなる個人情報についても、利用者および家族の同意なしに、外部に出さない。</p>	<p>① 保管管理責任者の有無を確認する ② 具体的な保管管理責任者の業務について文書化したものの有無を確認する ③ 保管管理責任者がいないが、保管管理責任者に代わる職務がいることを確認する ④ どのように管理されているかを具体的に視察する（例：置き場所、鍵の状況） ⑤ 管理方法等が明確に説明できることを確認する</p> <p>① 個人情報利用に関するマニュアルの有無を確認する ② 個人情報利用の家族・利用者の同意書の有無を確認する ③ 個人情報利用について、配慮をしていることを具体的に説明できることを確認する</p>
	(2)事故防止、安全管理		<p>① 事故種別別の事故防止に関するマニュアルがある。</p> <p>② 事故発生時の対応マニュアルがある。</p> <p>③ 建設設備や備品の安全面での見直し、メンテナンスを定期的・継続的に行ってている。</p> <p>④ 事故が発生した場合、市町村、家族、居宅介護支援事業者等へ、事故の内容や対処内容などを速やかに連絡している。</p>	<p>① 事故種別別の事故防止マニュアルの有無を確認する ② 事故種別ではない事故防止マニュアルの有無を確認する ③ 事故防止に関する何らかの取り組みが具体的に説明できることを確認する</p> <p>① 事故発生時の対応マニュアルの有無の確認する ② 事故発生時の対応方法について具体的に説明できることを確認する</p> <p>① 建築設備、備品のメンテナンス実施の証拠書類の有無を確認する ② 1年に1回以上の定期的なメンテナンスの実施を裏付けるものを確認する ③ メンテナンスが必要なものについてのみ確認する</p> <p>① 事故が発生した場合の連絡方法等を記載したマニュアルの有無を確認する ② 対応方法を明文化した文書等の有無を確認する ③ 連絡方法等を具体的に説明できることを確認する</p>

(介護老人保健施設)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
		(3)要望、苦情対応	<p>⑤ 損害賠償に対する賠償資力を確保している。</p> <p>⑥ 事故等に対する顧問弁護士等と契約している。</p> <p>① 利用者・家族からのサービスについての意見や要望を把握する仕組みがある。</p> <p>② 要望や苦情および日常のトラブルに、適切かつ迅速に対応する仕組みがある。</p>	<p>① 保険の証券を確認する</p> <p>② 損害賠償に対する賠償資力の有無等を具体的に説明できることを確認する</p> <p>① 顧問弁護士との契約書を確認する</p> <p>② 顧問弁護士の氏名、住所を確認する</p> <p>① 要望把握の仕組みを明文化した文書を確認する</p> <p>② 要望把握の仕組みを具体的に説明できることを確認する（例：意見箱等の設置）</p> <p>① プロセスシートの有無を確認する</p> <p>② 流動資産額・流動負債額が調査員に提示できることを確認する</p> <p>③ 施設の管理者が事業を継続できる経営状況にあることを具体的に説明できることを確認する</p> <p>① サービスの質の向上に努める具体的な仕組みについての説明を確認する</p>
		(4)事業の継続性	<p>① 介護老人保健施設として今後も事業を継続できる経営状況にある</p> <p>② 事業の継続性確保のために、サービスの質の向上に努める仕組みがある</p>	<p>① バランスシートの有無を確認する</p> <p>② 流動資産額・流動負債額が調査員に提示できることを確認する</p> <p>③ 施設の管理者が事業を継続できる経営状況にあることを具体的に説明できることを確認する</p> <p>① サービスの質の向上に努める具体的な仕組みについての説明を確認する</p>
10. 職員の資質向上・研修	(1)職員の資質向上・研修体制		<p>① 初任者研修プログラムがある</p> <p>② 職種別勤務年数別の現任研修の年次計画がある</p> <p>③ 施設外の機関・団体による研修に計画的に参加している</p>	<p>① 初任者研修を実施しており、明確なプログラムの有無を確認する</p> <p>① 現任研修の年次計画書を確認する</p> <p>① 施設外の機関・団体等への研修参加に関する計画等の書類を確認する</p> <p>② どの研修に何人送っているか等を詳細に説明できることを確認する（計画はないが、必要に応じて参加しているという場合、今まで何人くらいをどのような研修に参加させたかを具体的に説明できる）</p>
11. 地域との連携・交流等	(1)地域連携		<p>① 市町村（地域ケア会議）・保健所・福祉事務所等の機関との連携や協力に配慮している</p>	<p>① 連携や協力状況を明文化した文書を確認する</p> <p>② 具体的な連携状況を説明できることを確認する</p>

(介護老人保健施設)

大項目	中項目	小項目	判定基準	客観的判定材料
			② 病院・診療所・老人福祉施設・介護保険施設・在宅介護支援センター・訪問看護ステーション等の各種施設・サービス提供機関と利用者(ケース)ごとに連携をとっている	① ケース記録・施設サービス計画に連携状況の記載があるかどうかを確認する ② ケースごとに連携をとっていることを具体的に説明できることを確認する
	(2)地域交流		① 施設の行事に地域住民が参加したり、周辺地域の行事に利用者が参加するといった地域との交流がある ② 地域住民の行事等のために施設を開放している	① 地域との交流に関する事項を明文化した文書を確認する ② 地域との交流に関する具体的な取り組みを説明できることを確認する ① 地域住民への施設の開放についての具体的な記録を確認する ② 地域住民への施設の開放について具体的に説明できることを確認する
項目数	4	9	26	
合計項目数	11	30	74	